



# 育成財団 個人会員制度

育成財団では、児童館・放課後児童クラブ単位による施設会員とあわせて、児童健全育成を推進する個人の会員制度があります。

## 1. 個人会員の特典

### (1) 会員カードの発行

紛失等による再発行は、手数料 500 円を申し受けます。(様式 6 : P40)

### (2) 情報誌「じどうかん」送付 (年 4 回)

### (3) 研修会の参加費の減免

### (4) 認定児童厚生員資格の取得費用の減免

### (5) 研修会・イベント等の情報サービス



情報誌「じどうかん」

## 2. 入会方法

### 通常入会の場合

所定の「個人会員入会申込書」様式に必要事項を記入し、育成財団へ直接申し込んでください。

育成財団ホームページから同様式をダウンロードすることができます。

### 資格申請時に入会する場合

育成財団に資格申請する際に、各資格の「申請書」にて簡便に申し込むことができ、入会金が免除されます。

ただし、「児童厚生二級指導員」資格を県児連に申請する場合には、同時に入会することができませんので、通常の入会方法で別途育成財団にお申し出ください。

## 3. 入会に要する諸費用

●A入会金	2,000円	☞ 資格申請時に申し込む場合は免除されます。
●B年会費	3,000円	☞ 入会後は毎年一度、会費請求があります。

### 会費納付方法

#### 1 通常入会の場合

入会に要する費用●A●Bを一括して下記口座へ納付してください。

##### — 指定口座 —

郵便振替 口座記号番号 00140-6-465899

名義(加入者名) 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口

通信欄に「個人会員入会希望」とご記入ください。

銀行 ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店

当座 0465899 一般財団法人児童健全育成推進財団

#### 2 資格申請時に入会する場合

育成財団に資格申請する場合は同時に入会手続きができます。各資格取得に要する費用と会員入会に要する費用を一括して納付してください。同時納付でなければ入会金免除は適用できません。

なお、この納付方法は初年度のみで、翌年度からは育成財団からの会費請求にしたがって納付してください。

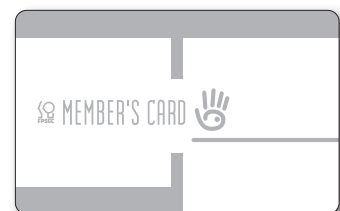
## 4. 個人情報の取り扱い

### 会員の情報管理

個人情報は育成財団のプライバシーポリシーに則って取り扱います。

### 登録変更

入会申込書に記載された内容に変更が生じた場合は、登録内容変更届(様式5:P38)に記入し、育成財団事務局に届け出てください。



個人会員カード

# 児童健全育成推進財団 個人会員申込書

西暦 年 月 日

一般財団法人 児童健全育成推進財団の個人会員に入会を申し込みます。

フリガナ		自宅電話番号
氏名		( ) -
	※変更	※変更
自宅住所	〒 都道 府県	
	※変更	
メールアドレス		
フリガナ		勤務先電話番号
勤務先名		( ) -
	※変更	※変更
勤務先住所	〒 都道 府県	
	※変更	

一般財団法人 児童健全育成推進財団 理事長殿

※印欄および下欄は記入不要(事務局記入欄)

会員登録日	西暦 年 月 日	会員番号	
《事務担当者名》		入金	西暦 年 月 日 印
入力	西暦 年 月 日 印	送付	西暦 年 月 日 印

振込控  
添付欄

インターネットバンキング  
の場合は振込日を  
記入してください。

月 日

【本書に記載される情報の取り扱いについて】一般財団法人児童健全育成推進財団は、本書に記載される個人情報、①会員登録事務 ②情報誌、メールでのお知らせ等会員サービス提供に関する資料送付等を目的として利用します。その他、情報の取り扱いに関する詳細は別途定めるプライバシーポリシーに準じますので同意の上でご入会ください。